

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の一部設計変更）に係る面談
2. 日時：令和元年11月28日（木）10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、松井安全審査官  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当1名  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
福島研究開発部門 担当7名

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、本年7月16日に申請のあった実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の一部設計変更）について、前回の面談時に説明を求めた、堰内に設置するとしている設備管理廃液受槽に貯留する廃液及び当該受槽からの漏えいに対する堰の高さの設定の考え方について、以下のとおり説明があった。
  - 設備管理廃液受槽に貯留する液体は、手洗い水等からの排水であるため、汚染の可能性が極めて低い液体と考えていること。
  - 従って、実施計画には主要な機器のみを記載すると考えていたため当該受槽は明記せず、堰高さの設定においても、当該受槽からの漏えい量を含めず堰の高さの評価を実施したこと。
- 原子力規制庁は、汚染の可能性の大小ではなく、放射性液体廃棄物として管理されるべき液体であるのであれば、それは放射性液体廃棄物を管理する設備機器として実施計画上必要であり、堰高さの評価時にもおいても漏えい量に含まれるべき液体であることを伝えたところ、東京電力からは、後日あらためて考え方を整理して説明する旨の回答があった。

#### 6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第1棟の実施計画の変更について